重　要　事　項　説　明　書

訪問介護・総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

＜　令和　8年　　6月　　1日 現在　＞

1. 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　玉寿会
代表者名	理事長　　山田　勝徳
所在地・連絡先	熊本県玉名市伊倉北方１５３３番地 (電話) ０９６８－７５－１１３９ (FAX) ０９６８－７５－１１７１

2. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション さくら　苑
所在地・連絡先	熊本県玉名市伊倉北方１５３３番地 (電話) ０９６８－７５－１１６１ (FAX) ０９６８－７５－１１７１
事業所番号	４３７０６００７３８
管理者名	山　田　勝　徳

(2)事業者の職員体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者	1		1	1
サービス提供責任者	1	2	2.8	1.5
訪問介護員 (介護福祉士)	0	4	3	
訪問介護員 (介護職員基礎研修課程修了者)	1	0	1	
訪問介護員 (訪問介護員２級課程修了者)	0	0	0	

(3)事業の実施地域

玉名市・玉東町・和水町（ただし、特別の需要がある場合はこの限りではありません。）

(4)営業日

午前８：３０～午後６：００まで、原則として毎日営業します。

（ただし、電話により常時連絡が可能な体制としております。）

3. 事業所の特色等

(1)事業の目的

介護福祉士及び訪問介護研修の修了者が、要介護・要支援・基本チェックリスト該当（以下「認定」という）状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービス・総合事業(介護予防・日常生活事業（以下「訪問介護・総合事業」という。）を提供することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的として訪問介護・総合事業を提供します。

(2)運営方針

利用者の意志及び人格を尊重し心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴・排泄・食事の介護・その他生活全般にわたる支援を行い、利用者の認定状態の軽減や悪化の防止、そして要介護状態にならないようにするための目標を設定し、「訪問介護計画」・「第Ｉ号訪問介護事業計画」（以下「訪問介護・総合事業計画」という。）の作成を行い計画的に実施します。その提供する訪問介護・総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。　訪問介護・総合事業の実施にあたっては、地域の結び付きを重視し居宅介護支援事業者等その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 訪問介護･総合事業の内容

【身体介護】　食事介助・・・食事の介助を行います。

入浴介助・・・入浴の介助を行います。

排泄介護・・・排泄の介助、オムツの交換を行います。

清　　拭・・・入浴の困難な方を対象に体を拭き清潔にします。

体位変換・・・寝たきりの方の体位変換を行います。

＊生活援助支援（調理・掃除・洗濯等）をご利用者と共に見守り援助を行った場合も身体介護に含む

【生活援助】　買 い 物・・・日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

（預金、貯金の出し入れはお断りさせて頂きます。）

調　　理・・・食事の準備、調理、後片付け等を行います。

（ご家族分の調理はお断りさせて頂きます。）

掃　　除・・・部屋の掃除や身の回りの片付けを行います。

（ご本人の生活居室以外はお断りさせて頂きます。）

洗　　濯・・・衣類等の洗濯を行います。

（ご家族分の洗濯はお断りさせて頂きます。）

５．費用 「 特定事業所加算Ⅱ 」

（1）介護保険給付対象サービス・総合事業給付対象サービス

① 介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金表（1割負担）が、利用者の負担額となります。

※ 利用者の負担割合額は介護保険負担割合証に記載されている割合になり、2 割負担（料金表の2倍）3割負担（料金表の3倍）の金額となります。

【利用料金表】所定の単位数に、10%を加算した金額になっております。

平常の時間(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

時間／種類	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	所要時間を1時間から計算して 30分を増すごとに
身体介護	２６８円	４２６円	６２４円	９０円を追加

時間／種類	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満
生活援助	１９７円	２４２円

※ 身体介護を行った後、生活援助を行った時は次の通りです。

身体介護／生活援助	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満
20分以上 45分未満	３４０円	４９７円	６９５円
45分以上 70分未満	４１１円	５６９円	７６７円
70分以上	４８３円	６４０円	８３８円

② 訪問型サービスＡ2介護給付費自己負担額は1ヶ月につき、次の通りとなります。

訪問型独自サービス（Ⅰ）	１，１７６円
訪問型独自サービス（Ⅱ）	２，３４９円
訪問型独自サービス（Ⅲ）	３，７２７円

③ 訪問型サービスＡ3介護給付費自己負担額は1ヶ月につき、次の通りとなります。

訪問緩和型サービス（1）	９４１円
訪問緩和型サービス（Ⅱ）	１，８７９円
訪問緩和型サービス（Ⅲ）	２，８２３円

＊サービス提供時間(②･③)は45分となります。

＊花さくら入居者は、上記①に対しては、月合計点数に10%を減算(区分支給限度基準額内に限る。②に対しては単位数に10%を減算した金額になります。

④ 新規に、訪問介護計画を作成した利用者対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員などが訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算されます。

初回加算（ ① ② ③ ）	２００円／月

⑤　利用者やその家族などからの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合、緊急時訪問介護加算されます。

緊急時訪問介護加算	１００円

⑥　毎月の利用料（①・②・④・⑤）にサービス別加算率を乗じて加算されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	毎月額 ×２８．７％

⑦　介護保険の要介護・要支援・基本チェックリスト該当（以下「認定」という。）を受けていない場合には、利用料金の金額を、一旦お支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、介護サービス計画、総合事業計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

⑧　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険給付対象外サービス

介護保険給付の支給限度額を超えて訪問介護・総合事業を利用される場合は、利用料金の全額が、ご契約者の負担となります。

（3）交通費

玉名市・玉東町・和水町にお住まいの方は、無料です。

（4）利用の中止、変更、追加

①　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護・総合事業の利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には訪問介護・総合事業の実施前日までに事務所に申し出て下さい。

②　利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料金の自己負担相当額

③　訪問介護・総合事業利用の変更、追加の申し出に対して訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間に提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示し協議します。

（5）料金のお支払い方法

前記（1）（2）（3）（4）の料金・費用はその都度、又は１ヵ月ごとに計算し、ご請求をいたしますので、翌月１５日までに担当者へ直接お支払いか、銀行振り込み・金融機関口座からの自動引き落としのいずれかの方法でお支払い下さい。

（１ヵ月に満たない期間の訪問介護・総合事業に関する利用料金は、利用日数に基づいて精算し

た金額とします。）利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

（6）その他

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と事由について、１ヶ月前までにご説明します。

６．利用に関する留意事項

（1）訪問介護・総合事業提供を行う訪問介護員

所定の研修を受けた専門の複数の訪問介護員がサービスの提供となります。

（2）留意事項

① 契約者は、当事業所が提供する訪問介護・総合事業で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護・総合事業の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護・総合事業の実施に当たって契約者の事情・意向等十分に配慮するものとします。

③ 訪問介護・総合事業の実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ 感染症（ＭＲＳＡ・疥癬等）の方のご利用に対してお断りをする場合があります。

⑤ 訪問介護・総合事業利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていた訪問介護・総合事業の実施ができない場合は訪問介護・総合事業内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更した訪問介護・総合事業の内容と時間に応じた利用料金を請求します。

⑥ ハラスメントの防止について　適正なサービスを確保する観点から性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で就業環境が害されることを防止する為に必要な措置を講じます。

⑦ 虐待防止について　利用者の人権の擁護・虐待防止のために担当者を配置し、職員の啓発・普及の研修を行い、発見時には市町村への通報等必要な措置を講じます。

・普及の研修を行い発見時には市町村への通報等、必要な措置を講じます。

⑧ 身体拘束等の適正化について　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束等を行わない等の措置を講じます。

⑨ BCP（業務継続計画）として　感染症や災害時において継続的なサービスの提供を実施するための計画及び非常時の体勢を策定し必要な措置を講じます。

⑩ 訪問介護員は、サービス提供にあたって、次に該当する行為はできません。

・医療行為又は医療補助行為

・ご契約者もしくはその家族からの金品等の授受

・ご契約者に対する訪問愛護・総合事業以外の提供

・飲酒及び喫煙

・宗教活動・政治活動・営利活動

⑪ 訪問時間は、交通事情により前後することがあります。

7. 緊急時の対応法

① 訪問介護・総合事業の提供にあたって、緊急時の連絡先として、主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
② サービス提供中に容体の急変等があった場合には、速やかに主治医、救急車、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8. サービスに関する苦情連絡先

⑴ 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

苦情処理担当者	和　田　和　美（サービス提供責任者）
対　応　方　法	電　話 ･･･ ０９６８－７５－１１３９ ＦＡＸ ･･･ ０９６８－７５－１１７１ 面　　接･･･ 相　談　室 苦 情 箱 ･･･ 玄関ホール設置
対　応　時　間	８：３０ ～ １８：００
担当者不在時の対応	ヘルパーステーション　さくら苑 管 理 者　　山　田　勝　徳

⑵ 行政機関その他苦情受け付け機関

玉名市役所 健康福祉部高齢介護課	所在地　　〒８６５－８５０１ 玉名市岩崎１６３ 電　話　　０９６８－７５－１３３９ ＦＡＸ　　０９６８－７３－２３６２ 受付時間　８：３０～１７：００ （土、日、祝日を除く）
国民健康保険団体連合会	所在地　　〒８６２－０９１１ 熊本市東区健軍２丁目４番１０号 熊本県町村自治会館３F 介護サービス苦情（相談）窓口 電　話　　０９６－２１４－１１０１ ＦＡＸ　　０９６－２１４－１１０５ 受付時間　９：００～１７：００ （土、日、祝日を除く）

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地　〒８６５－０８４２ 熊本市中央区南千反畑町３番７号 (熊本県総合福祉センター内) 電　話　０９６－３２４－５４７１ ＦＡＸ　０９６－３５５－５４５６ 受付時間　９：００～１７：００ （土、日、祝日を除く）

９．提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	１　あり	実　施　日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　　２　なし
	②　なし		